

介護職員特定処遇改善加算とは

従来の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うというものです。職場で最低1人以上、キャリアのある介護福祉士の賃金を月8万円以上アップさせるか、年収440万円以上にするというルールになっています。

算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

【資質の向上】

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修など、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。研修受講のための勤務シフト調整、受講料負担。
- ・ キャリアパス要件に該当する事項を満たしている。

【労働環境・処遇の改善】

・ I C T 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

【その他】

- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上